市原市市営住宅でよくある質問を集めました（Ｑ＆Ａ）

目次

１．市営住宅について・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１～２
２．申込や入居の資格について・・・・・・・・・・・・・Ｐ３～４
３．世帯の月収額及び家賃について・・・・・・・・・・・Ｐ５～６
４．間取りについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
５．その他について・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６

１．市営住宅について

Ｑ１：市営住宅はどれくらいの数があるのですか？
Ａ１：１５団地９０１戸管理しています。共同住宅形式の集合住宅が主ですが、長屋式の住宅もあります。

Ｑ２：空き家があるのを確認しましたが今すぐ入居できるのですか？
Ａ２：市営住宅の募集は
① 定期募集：1月、4月、7月、１０月と、年4回
② 常時募集：対象の住宅を定期募集の住宅の更新に合わせて、更新します。
の 2 とおりとなりますが、いずれの募集においても申込みから１か月半～２か月ほど入居まではお時間がかかります。

※市営住宅に入居している方が退去した場合、退去した部屋の修繕等を行い、次の方が入居できる状態にしてから募集を行います。
なお、募集する住宅（空き家）につきましては、「募集団地一覧表」で確認してください。

Ｑ３：募集の案内や申込書はいつどこでもらえますか？
Ａ３：原則は住宅政策課窓口、各支所に通年設置してあり、市のホームページにも掲載しております。
定期募集が行われる１月、4月、7月、１０月の年4回のタイミングで募集案内等も更新されますので、最新の情報をお知りになりたい場合は、定期募集の前月の最終週ごろに設置及び掲載される案内をお受け取りください。

Ｑ４：募集の案内や申込書を郵送してもらえますか？
Ａ４：原則行っておりません。しかし、障がい等をお持ちなどで期間内にどうしても取りに行けない方は、お電話でご相談下さい。
⇒市原市住宅政策課　０４３６－２３－９８４１

Ｑ５：何回も落選したら優遇措置があると聞いたのですが本当ですか？
Ａ５：4回以上落選した場合は、5回目からは当選番号を2倍に割り振りますので当選しやすくなります。

Ｑ６：申し込みから入居までどのくらいの期間がかかりますか？
Ａ６：定期募集、常時募集どちらも１ヶ月半から２ヶ月程度かかります。抽選で入居予

定者を決め、書類審査で入居に必要な資格を確認したのちに契約となります。入居できるのは、その後になりますので、これくらいの時間がかかります。（常時募集では抽選がないため、その分定期募集よりも早く入居できる可能性があります。）

Ｑ７：ひとり親世帯や心身障がい世帯は優遇されると聞いたのですが？

Ａ７：優遇する世帯は、ひとり親、高齢者（６０歳以上）・心身障がい者等の世帯です。この世帯は当選番号を２倍に割り振りますので当選しやすくなります。複数優遇条件に該当する場合においても２倍までとなります。

Ｑ８：申込時に部屋の下見はできますか？

Ａ８：原則としてできません。全ての手続きが終了し、入居許可証が発行されてからになります。

Ｑ９：将来、親や子どもと一緒に住むことはできますか？

Ａ９：同居についての手続きをとり、承認された場合は同居可能です。ただし、同居する人の収入が多く世帯単位で基準を上回る場合等は、同居できません。

Ｑ１０：入居するときは３人で入って、何年か後に１人になった場合は退去しないといけないのですか？

Ａ１０：退去する必要はありません。しかし、部屋が広い住宅の場合は、相応の狭い住宅への異動をお願いする場合があります。

Ｑ１１：市営住宅の設備は、市で準備してくれるのですか？

Ａ１１：基本的には、給湯設備、浴槽設備、調理器具等については入居者負担となります。ただし、住宅によっては、設備が整っているところもありますので、詳しくは「市営住宅空家入居募集案内」の市原市市営住宅一覧表のページをご覧ください。

２．申し込みや入居資格について

Ｑ１２：市営住宅にはどんな人が申し込めるのですか？
Ａ１２：市営住宅にお申し込みできるのは、市原市内にお住まいの方、または市原市内に勤務している方で、なおかつ収入が一定の基準額以下の方です。
その他にも要件がありますので、詳しくは「市営住宅空家入居募集案内」をご覧ください。

Ｑ１３：単身者でも申し込むことが可能ですか？
Ａ１３：６０歳以上など一定の要件を満たし、募集した住宅に単身者用の住宅がある場合に限り申し込むことができます。
なお、詳しくは「市営住宅空家入居募集案内」をご覧ください。

Ｑ１４：結婚の予定がありますが申し込むことが可能ですか？
Ａ１４：可能です。但し、事務手続き時までに入籍することが条件となります。

Ｑ１５：離婚したいのですが子どもと２人で申し込みできますか？
Ａ１５：できます。但し、事務手続き時までに離婚が成立する必要があります。

Ｑ１６：現在、失業中ですが、申し込みできますか？
Ａ１６：できます。申し込み資格の収入基準には上限がありますが下限はありません。ですが、収入がなくても家賃は免除にはなりません。

※Ｑ１４～１６については、他の入居要件（募集案内参照）を満たしていることが前提です。

Ｑ１７：持ち家がありますが申し込みできますか？
Ａ１７：事務手続き時までに持ち家の処分（売買・解体・競売等）ができる方については申し込みができます。

Ｑ１８：現在、市営住宅に住んでいますが他の市営住宅を申し込めますか？
Ａ１８：すでに市営住宅にお住まいの方は、申し込むことができませんが、狭い住宅や低層階への住み替え等についてはご相談いただけます。ただし、入居者相互間でのお話し合いが前提となります。

Ｑ１９：複数の申し込みはできるのですか？

Ａ１９：１回の募集に同一世帯で１通しか申し込みできません。複数申し込みますと失格となりますので注意してください。

Ｑ２０：当選後、事情により入居を拒否したら次回から申し込みができないのですか？

Ａ２０：入居要件をみたしている場合には申し込みはできます。しかし、入居を辞退した場合は、今までの申込回数が複数回であっても“０”になりますので、次回の申し込みでは優遇をうけることができなくなりますので注意して下さい。

Ｑ２１：入居に際して連帯保証人は必要ですか？

Ａ２１：不要です。
代わりに、緊急連絡先の提出を入居条件とさせていただいております。

Ｑ２２：入居に際して敷金・礼金などは必要ですか？

Ａ２２：家賃の３カ月分の敷金が必要です。礼金は必要ありません。

３．世帯の月収額及び家賃について

Ｑ２３：給料の手取りが１７万円ですが入居できますか？

Ａ２３：入居資格の政令月収が１５万８千円以下とは、手取りのことではありません。
１年間の所得金額（年収とは異なります）から同居者当の控除額を差し引いて１２で割ったものが月収額となります。したがって、同居者が多ければ多いほど世帯の月収額は低くなり、また身体障碍者手帳等をお持ちの場合でも控除がありますので月収額が低くなります。詳細は「市営住宅空家入居募集案内」をご覧ください。

Ｑ２４：月収額の計算方法がわからないですが？

Ａ２４：計算方法は「市営住宅空家入居募集案内」の８ページから１３ページをご覧ください。個々の欄の記入内容で分からないところがあればお問い合わせください。

⇒市原市住宅政策課　０４３６－２３－９８４１

Ｑ２５：家賃は概ねどのくらいですか？

Ａ２５：家賃は部屋のタイプや収入に応じて変わりますので、詳細は募集の時期に配付いたします「市営住宅空家入居募集案内」に添付の募集一覧表をご覧ください。
主なタイプは３ＤＫで２～３万円です。

Ｑ２６：入居後、収入が増減しても家賃は一緒ですか？

Ａ２６：変わります。市営住宅の家賃は戸当たりの入居者全員の収入に応じて決定されますので、毎年「収入申告手続き」をしていただき見直しを行います。
なお、申告の手続きをされない場合には家賃が上がりますので注意して下さい。

Ｑ２７：急な失業等で収入が減ったのですが、家賃が変わるのは翌年度からですか？

Ａ２７：生計を維持する人が死亡、失業等で一時的に家賃の支払いが困難な場合には、家賃の減免制度がありますので、住宅政策課までご相談ください。

⇒市原市住宅政策課　０４３６－２３－９８４１

Ｑ２８：家賃の納入方法を教えてください。

Ａ２８：家賃（および駐車場使用料）については以下の方法で納入して下さい。

１．納入通知書による納入・・・年度当初（４月）に納入通知書を送付しますので、毎

月月末までに指定金融機関に納入してください。

２．口座振替による納入・・・指定金融機関の口座から毎月月末に指定金額（家賃・駐車場使用料）が引き落とされます。確実に納付していただくため、なるべく口座振替を利用して下さい。

４．間取りについて

Ｑ２９：間取りはどのくらいですか？

Ａ２９：間取りは団地によって複数のタイプがありますので、詳しくは「市営住宅空家入居募集案内」の１６～１８ページをご覧ください。
一番多いのは３ＤＫのタイプです。

Ｑ３０：駐車場はありますか？利用料金はどれくらいですか？

Ａ３０：団地・棟によって、駐車場が有るところと無いところがあります。また、使用料金も場所によって異なり、空きが有るところと無いところがあります。詳しくは、お問い合わせいただくか、「市営住宅空家入居募集案内」の１６～１８ページをご覧ください。

５．その他について

Ｑ３１：自治会などの組織はあるのですか？

Ａ３１：あります。入居された場合は必ず自治会に加入していただきます。
住宅内の管理の一部を自治会が実施しています。

Ｑ３２：共益費はありますか？いくらですか？

Ａ３２：共益費の決定や徴収はすべて自治会で行っています。
自治会によって金額が異なります。

Ｑ３３：ペットの飼育はできるのですか？

Ａ３３：市営住宅ではペットの飼育は厳禁です。

Ｑ３４：除雪・草刈・Ｕ字溝の清掃などは？

Ａ３４：原則、除雪や団地の回りの草刈りは入居者の皆さんでやっていただきます。
自治会や町会の皆さんで協力しながら行ってください。

お問い合わせは市原市住宅政策課へ　　ＴＥＬ０４３６－２３－９８４１（直通）